

監査委員公表第2号
令和8(2026)年1月29日

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 大橋 俊博

柏崎市監査委員 星野 正仁

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

次の所管部局、団体及び指定管理施設の令和6(2024)年4月1日から
令和7(2025)年3月31日までに執行した出納その他の事務

ア 所管部局

福祉保健部 福祉課

イ 団体及び指定管理施設

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー 元気館障害者デイサービスセンター

(2) 選定理由

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者(1)イの団体

3 監査の目的

公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを目的とする。

4 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

(1) 所管部局関係

着眼点	関係法令
(ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を おいているか。 a 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び 業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。 b 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。 また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的 なものになっているか。その承認の手續は適正に行われてい るか。	法244の2③ 法244の2④ 法244の2⑧⑨
(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる 団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。	法 244 の 2④⑤⑥ 法 244 の 2⑥
(ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。	法 232 の 3、 234
(エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 a 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。 b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。 c 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていな いか。 d 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。	法 244 の 2④
(オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正に なされているか。	法 232 の 5② 令 161～165 の 2
(カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。	法 234 の 2 令 167 の 15 法 244 の 2⑦
(キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は 指示を行っているか。	法 244 の 2⑩⑪
(ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場 合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。	

※地方自治法は「法」、同施行令は「令」とした。以下同じ。

(2) 指定管理者関係

着眼点	関係法令
(ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。	
(イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 a 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。 b 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 c 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。 d 事業報告書の提出は期限内になされているか。 e 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等） f 経費節減は図られているか。 g 住民の平等利用は確保されているか。	法 244 の 2⑦
(ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 a 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。 b 利用料金の収納は適正に行われているか。 c 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。	法 244 の 2⑨
(エ) 利用促進のための努力はなされているか。	
(オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。	
(カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。	
(キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。	

5 実施した手続の内容

- (1) 基本協定書、年度協定書等の関係書類確認
- (2) 対象所管部局、団体及び指定管理施設より関係諸帳簿を借用し内容を確認
- (3) 対象所管部局、団体及び指定管理施設より直接の聞き取り

6 監査の期間

令和7（2025）年10月1日から令和8（2026）年1月29日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行は、適正に処理されているものと認められた。